

# 貞觀政要の研究補遺

## 原田種成

りさらに三〇〇年も遡る藤原佐理筆と伝えられる貞觀政要の断簡があることを知った。

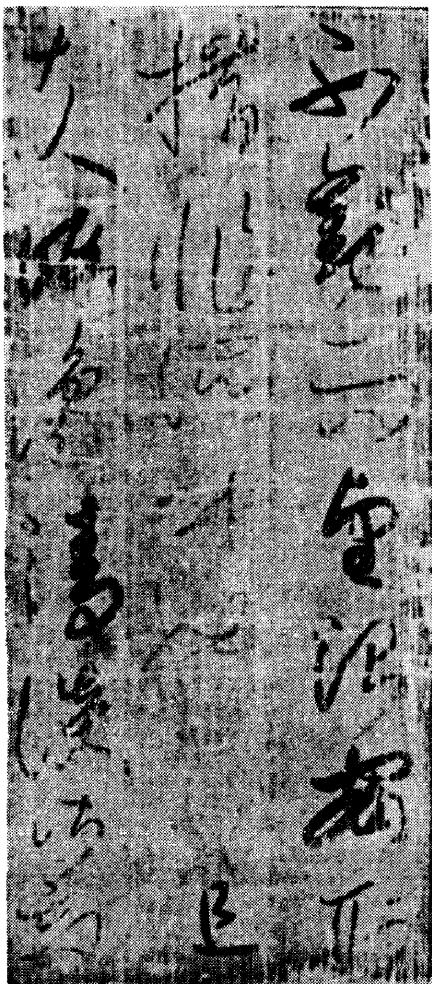
- 一、伝藤原佐理筆貞觀政要断簡
- 二、西夏文字貞觀要文
- 三、菅家本貞觀政要の真本
- 四、三条西実隆自筆本残巻
- 五、十訓抄における貞觀政要の引用

筆者は、昭和四十年三月「貞觀政要の研究」（吉川弘文館）を公にしたが、古鈔本・古刊本を資料として、貞觀政要の成立、伝承の諸様相、古鈔本と刊本との相違等の問題について論述した研究である性質上、その後に新しく発見した資料も少なくない。よってここに補遺としてまとめることにした。

### 一 伝藤原佐理筆貞觀政要断簡

『ひくらし帖』が刊行され、その中に、「三 絹地切 伝道風筆（白氏文集）」としてこの一幅の図版が掲げられたとある。

こうして、この三行の本文は「白氏文集」として伝えられて来たのであるが、昭和二十八年の秋、小松氏は「白氏文集」の中にはさぐり現存貞觀政要中の書写年代が明かな最旧鈔本として掲げたが、それよ



1. 藤原佐理筆貞觀政要断簡  
原寸 27.8cm×12cm  
(常盤山文庫蔵)

その際、これに疑いを挿み、多くの漢籍をあてもなく涉獵すること多年、遂に「貞觀政要」の語句であることをつきとめた小松氏の労は洵に偉としなければならない。「白氏文集」でないと断定するまでを考えても、「白氏文集」の語句索引の類はまだ公刊されてはいないから、あの大部の

得ないことに気づき、当時わが貴族階級に愛好されていたらしい外典を翻転すること多年、足かけ十一年を費して、これが貞觀政要卷八、刑法篇第七章中のもの（定本三二頁）であることを発見したのである。それは次の第一節中のもので

刑濫則小人道長、賞謬則君子道消、小人之惡不懲、君子之善不勸。而望治安刑措、非所聞也、且夫暇豫清談、皆敦尚於孔老。

この箇所がその断簡に相当する。（この部分には鈔本と刊本とに文字の異同がない）

僅々三行二十字の断簡、一たび「白氏文集」として伝えられれば、誰一人としてあやしむ者はなく、「白氏文集」を語んじていなかぎりは、これは「白氏文集」中の語句ではないと断定することは到底不可能である。

小松氏のお蔭によって、日蓮親写本を廻ること三〇〇年の、貞觀政要の文字が現存することが明かになったことは、筆者にとって、洵に喜びにたえない。そして、これは当時この書が、わが貴族社会に重視されていたと述べた拙論（五〇頁）を裏付ける有力な資料を提供するものである。

ただ、日蓮の親写本は、日蓮が貞觀政要の全十巻を書物として筆写したものである（日蓮親写本の現存は巻一だけであるが、各巻の残葉の保存されているものがあり、全巻があつたことが明かである—拙論

(三〇七頁参照)。しかし、藤原佐理のこれは、いわゆる手かがみとして、貞觀政要中の適当な部分を書き抜いたもので鈔本の一部分ではないと推測される。それゆえ、この藤原佐理の断簡は、現存最古の貞觀政要の文字を伝える貴重な資料ではあるが、旧鈔本としては、やはり日蓮親写本が最古のものであるといわなければならない。

## 二 西夏文字貞觀要文

昭和三七年七月、内閣文庫の福井保氏から、貞觀政要について研究しているオーストラリア人が来ているから教えてやつてほしいという依頼があり、内閣文庫でその人に会った。ウイストン・ルワイズ氏といい、香港大学の大学院で唐代史を研究し、目下唐初の政局史について研究中で、貞觀政要と取り組んでいるということであった。種々の質問を受けた後、筆者の論文などを与えて研究の便宜を図つてあげた。

その後、ルワイズ氏は、三八年(一九五三)三月に香港大学を卒え、その年の九月シアトルに行き、ワシントン大学に博士号の登録をし、蕭國權教授の下で貞觀の治の研究論文をまとめることになったということで、時折り来信があり、資料その他について問い合わせがあった。昭和四二年四月の便りに、ワシントン大学の同僚が目下ソビエト訪問中で、その同僚によつて、ソビエト科学アカデミーのアジア民族学会の西夏語に関する研究のロシア語のカタログを見ることができた。そこに「貞觀要文」という書が記載され、カタログの編者は、それを

呉兢の著としており、明かに貞觀政要の西夏訳であった。わずかに二十九頁の写本の断片ではあるが、そのマイクロフィルムのコピーを入れしようとして努力中であるとのことであった。

なお、そのカタログには「貞觀記」「貞觀玉鏡記」の二書の項があるが、これは西夏の貞觀時代以降の史書であつて、貞觀政要とは関係のないものである。しかし、西夏は一一〇一—一二四まで貞觀の年号を用いていたのであり、それは、タングート朝の復興強化の時代で、唐太宗の貞觀の治を仰慕した表われにほかならないのであるから、貞觀政要を西夏語に訳したものが存在することは、当然のことといえよう。西田竜雄氏の「西夏文字」(昭和四二年三月、紀伊国屋新書)に「西夏の統治者は、幼少のときからチベット文化に接し、チベット語と仏典に精通していた。それと同時に高い漢文化をも知つていて、漢字・漢語に通じるのみならず、儒学・経学をも研究した。チベット文化と漢文化をもとにして、西夏国に適した独自の文化と独自の制度を作ろうとしたのである。いま残っている翻訳書には『論語』、『孟子』、『孝經』、『孫子』、『六韜』、『貞觀政要』などがあり、チベット語と漢語から訳された多くの仏典がある」と記されている(同書四〇頁)が、それは、この「貞觀要文」を指すものに違いない。しかし、西田氏は西夏文字の「貞觀要文」そのものは、まだ見ていなかつたように見受けられる。

ともあれ、当時、宋の仁宗は貞觀政要を読み(玉海)、遼の興宗は貞觀政要を訳させ(遼史)、曾肇は宋の神宗に貞觀政要を読むことを

勧め（名臣言行錄）ており、貞觀政要が重視されていたこともまた見逃すことはできない（拙論三頁参照）。

まもなく、六月にレニングラードのアジア民族協会のクチャーノフ教授から送られた西夏文字の「貞觀要文」のコピーを送って来た。が、それは、西夏文字をペン字で書き写したもので、そこに漢字を書いて書いてあるが、クチャーノフ氏の手に成るもので、西夏時代の貞觀要文の原本ではなかった。原本のマイクロフィルムはあとから送つて来るという連絡があつたということである。

筆者は西夏文字については全く不案内であるが、そこにあてられてある漢字を辿つてみると、貞觀政要卷四、教誠太子諸王第十一の第二章の終わりの部分と第三章とである（定本二〇頁）。

早速それを京都大学人文科学研究所、平岡武夫教授を介し、西夏語の専門家の西田竜雄助教授に調査していただいた。西田氏の検討の結果によると、ソ聯の訳に疑義のあるところもあるということであるが、この西夏訳は、次に掲げるように意訳にもとづくもので、西夏文を漢字に復原しても、現在の政要とは相當に違つたものとなるということであった。

クチャーノフ氏の訳に西田氏が補訂したものの一部を紹介する。

（貞觀政要、卷四、教誠太子諸王第十一、第三章）

（貞觀要文）

貞觀七年中太宗魏徵於言謂先祖帝王

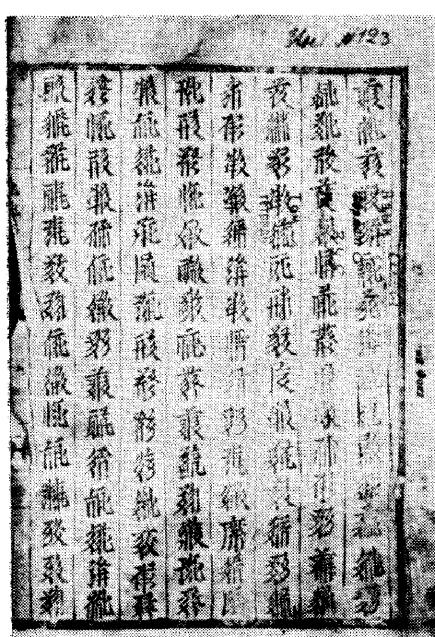
部節相統自身治作安全令者甚少皆權

貞觀七年太宗謂侍中魏徵曰  
自古侯王能自保全者甚少皆

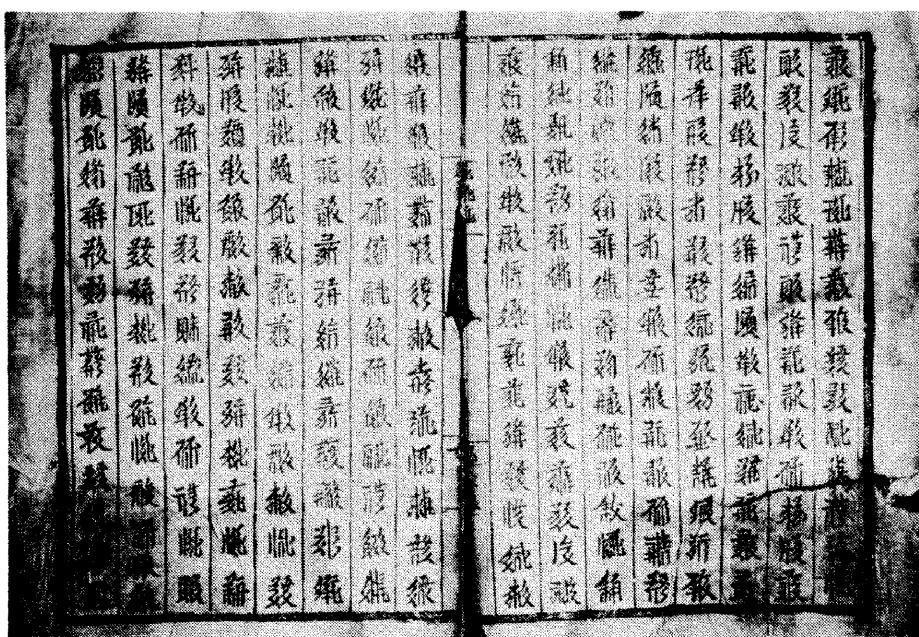
富中生自驕逸向所多君子与近親小人——由生長富貴好尚驕逸多不解遠順不解因故是如也……

親君子遠小人故耳……

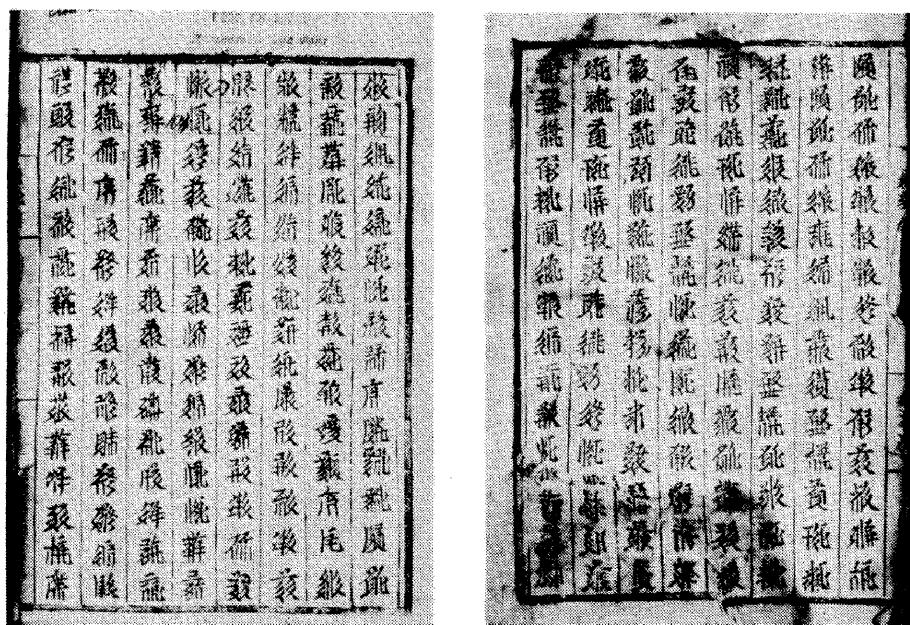
だから、この西夏訳の底本が、宋版系の刊本であるか、唐鈔本系の鈔本であるかを窺う手がかりは全くない。また、この貞觀要文については、漢文の貞觀政要とは甚だしく異なるように見受けられるが、それは、西夏において、政要の別種の系列に属するテキストを用いたものと考えるよりも、西夏人にわかりやすいように政要を西夏語に意訳したものと考へるべきものであろう。ともあれ、この断片の存在によつて、貞觀政要が日本・朝鮮のほかに西夏においても重んじられていたという事実を知ることができたことは、まことに喜ばしいことであつた。



2. 貞觀要文(1)  
(ソビエト科学アカデミー蔵)

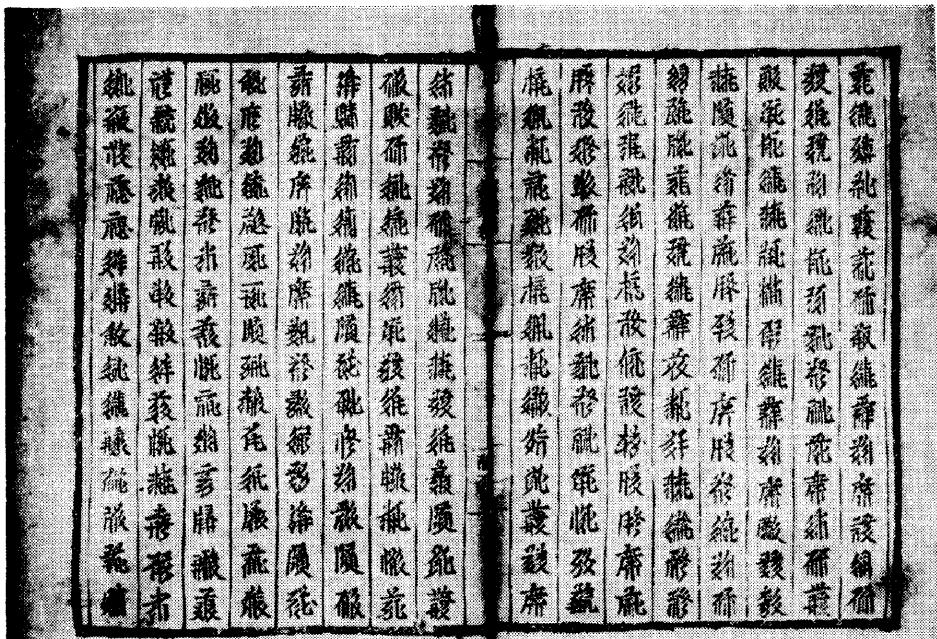


3. 貞觀要文(2)

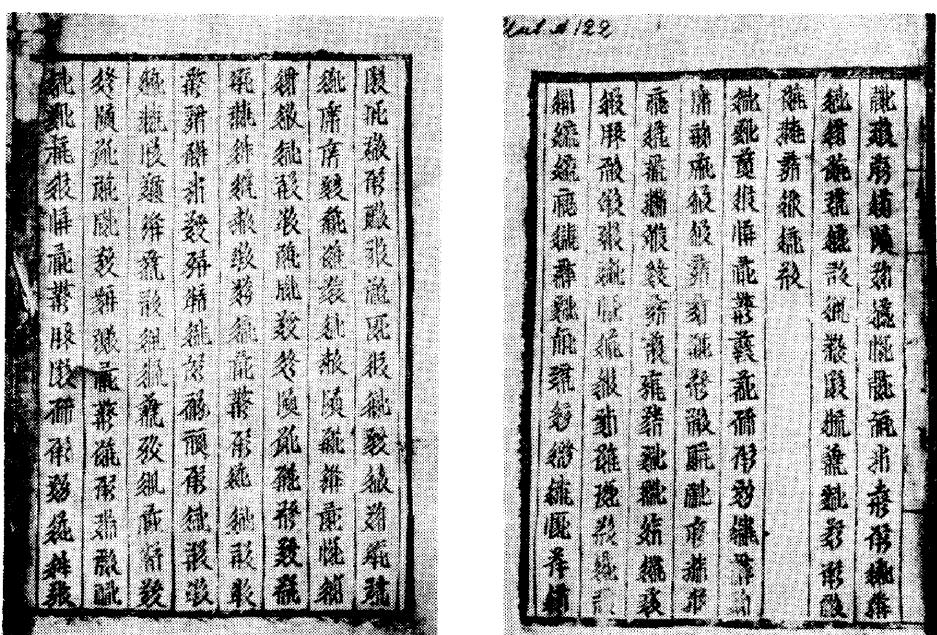


4. 貞觀要文(3)

5. 貞觀要文(4)

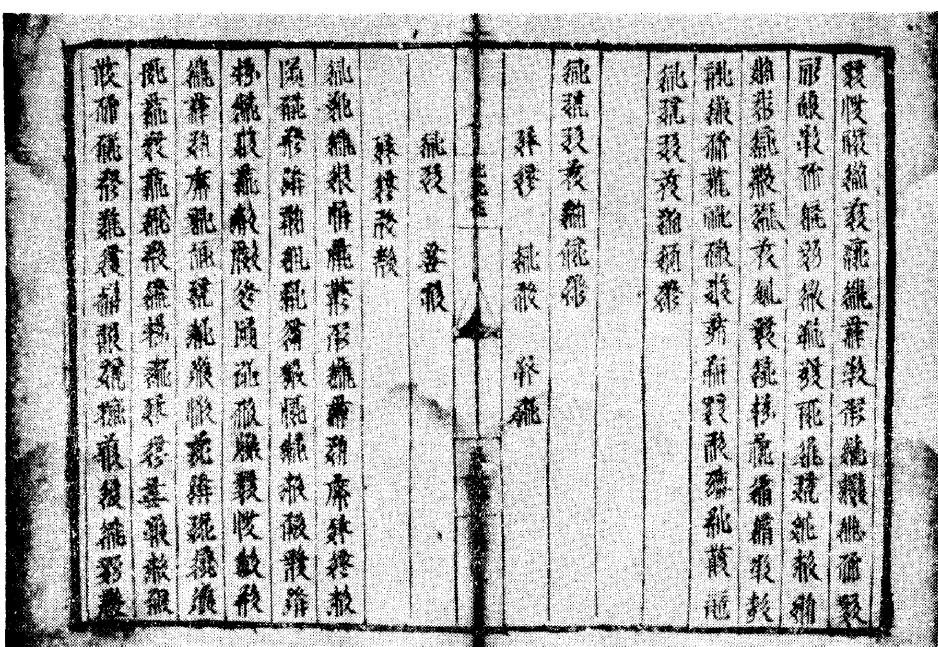


6. 貞觀要文 (5)



7 貞觀要文(6)

8. 貞觀要文(7)



9. 貞觀要文 (8)

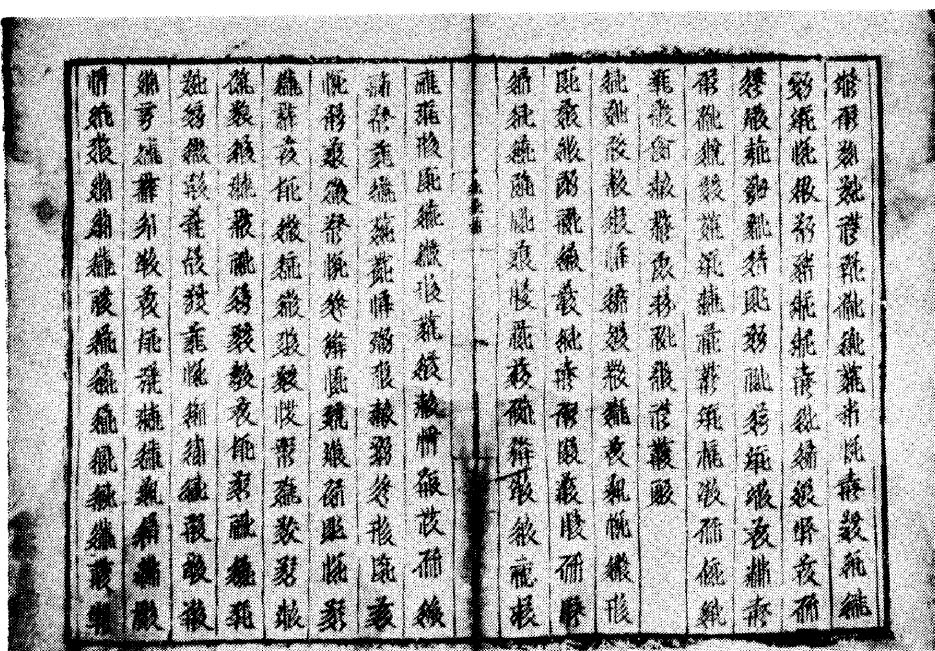


10. 貞觀要文 (9)

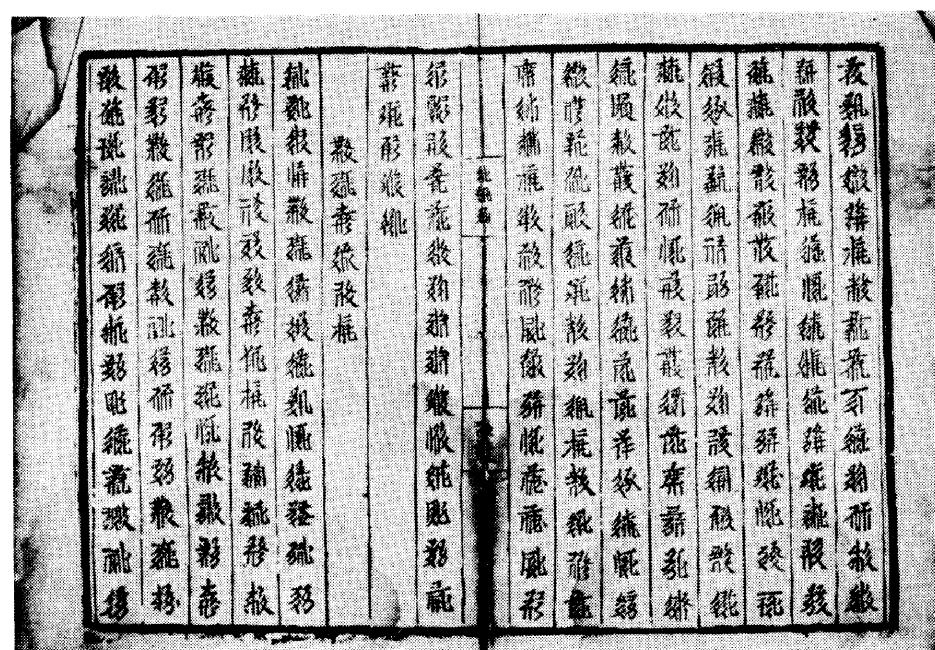
總竟而衰弱致怒而氣衝而亂發微微微  
懈收脫撫修持疏懈舉形猝微毫毫而  
微乘微微微薄發微微微微微微微  
猶弱殺能能能能能能能能能能能能  
能弱弱弱弱弱弱弱弱弱弱弱弱弱  
能弱弱弱弱弱弱弱弱弱弱弱弱弱

## 11. 直觀要文 (10)

## 12. 貞 觀 要 文 (1)



13. 貞 觀 要 文 02



14. 貞 觀 要 文 03

驟然散縮哀羸耗折而存廢詎敢數故  
皮瘠翼短難致熟曉故剝蕊序萎靡焉  
齊蕪微弱衰弊藉終憊羸惄能繼羸  
耗無枝葉委臘殘根搖蕪絕斧鋸修

綠蘿枝條初發葉葉皆綠飄飄落落而  
落落既散根根作葉純青翠綠葉散  
散散既散葉葉皆綠飄飄落落而

教識調彩華如鮮張絲織被歌綉綵  
裁移此教絲歌教歌終能曉猶織綵設  
綠他教歌狼鈍爭教舞歌絲綵收鹿鹿  
戴蓆蔽能曉歌教舞翁曉能勝鹿歌  
傳假者莫期假於而歌曉歌曉歌曉歌  
教教曉歌曉歌曉歌歌得者能表編編  
履曉歌曉歌翁歌歌歌歌歌歌歌歌

15. 直觀要文 (14)

猶既後復歸其族。其族之子皆稱其父爲  
龍虎。龍虎者，其族之號也。其族之子皆  
有龍虎之氣。其族之子皆有龍虎之氣。  
其族之子皆有龍虎之氣。其族之子皆有  
龍虎之氣。其族之子皆有龍虎之氣。

殺此數物，則國無盜，農無敵，兵無變，政無亂，  
捕盜無敵，聚散無疑，罷兵無往，非盜無犯，  
盜惡休復，無所賴也。庶取華脂，斂數穀而已。

穀穀耽耽穠穠開穎穎矣死解穀穠穠穠  
君待雨既既穠穠穠穠穠穠穠穠穠穠穠  
穠穠穠穠穠穠穠穠穠穠穠穠穠穠穠  
穠穠穠穠穠穠穠穠穠穠穠穠穠穠穠  
穠穠穠穠穠穠穠穠穠穠穠穠穠穠穠  
穠穠穠穠穠穠穠穠穠穠穠穠穠穠穠  
穠穠穠穠穠穠穠穠穠穠穠穠穠穠穠

16. 貞 觀 要 文 (15)



## 17. 貞觀要文(16)



### 18. 貞 觀 要 文 (17)

る。

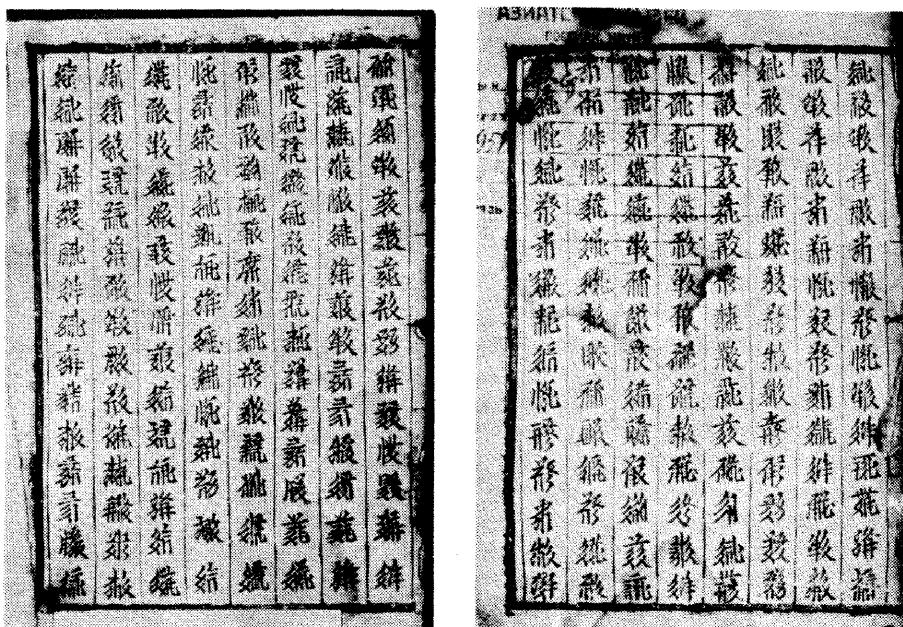
やがて七月に、フィルムを入手したからとて送つて來た。前に掲げたものがそれである。この貴重な資料をわが国で入手したのは筆者だけであるから、ここにその全部を掲載し、専門家の研究に役立てたいものと思う。なお、ルウイス氏は、ワシントン大学を卒え、一九六八年から、オーストラリアのシドニーのマッコーリー大学で東アジア史を担当することになったということである。

### 三 菅家本貞觀政要の真本

本邦に伝存する貞觀政要の旧鈔本には、藤原南家本と菅原家本があり、南家本については、宮内庁書陵部と穂久邇文庫とに藏する南家相伝の秘本と称する鎌倉期の鈔本建治本を紹介し（拙論二三頁）、菅家本については、巻九末に、永禄三年五月の菅原長雅の奥書のある内藤湖南博士旧蔵の粘葉本を紹介した（拙論四三頁）。

ただ、そこに疑問を提起しておいたのは、内藤本は菅原長雅の自筆本ではないらしいということであった。

内藤本を見ると、各巻末に花押のような文字を朱筆で模写したものがある。それについて、斯道文庫蔵の松崎慊堂手沢菅家本には、その花押様の下に「錦所藤輔卿以文校本云、永禄本長雅卿朱印如此」と記してある。錦所すなわち山田以文は、長雅手写の永禄本を自身で見て、それが朱印であることを確認してこう記したものであろうか。もしそうだとすれば、内藤本のそれは、朱印ではなくして朱印を模写し



20. 貞觀要文(19)

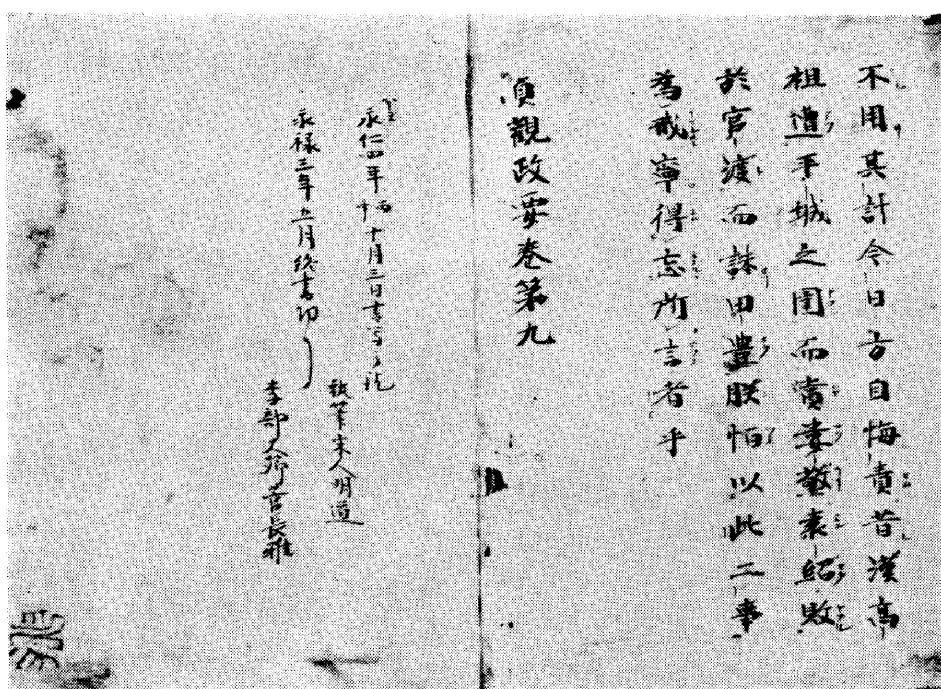
19. 貞觀要文(18)

たものであるから、長雅の自筆本ではないということになる。それに  
ついて、富岡謙藏氏は内藤本について記し（芸文第六年第一号「眞本  
貞觀政要考」）、「毎巻の末端に、爲の字の篆体、花押の如きものを朱  
にて書せり、輪郭なけれど爲長の印章なるべし」といつて。富岡  
謙藏氏は、その朱記が爲の字に似てゐるところから、爲長の印章であ  
ると考え、内藤本は長雅の自写本で、爲長の印章を模写したものと考  
えたらしい。

しかし、筆者は、内藤本の巻八にある虫損のための欠字が、虫損そ  
のものではなくして、原本の虫損を模写したものであり、しかもその  
虫損は、粘葉装の左右両端の上部にできてゐるのである。それゆえ長  
雅が家伝の巻軸本から手写したとき、巻軸本にあつた虫損を模写した  
ものではないことが明かであるから、内藤本は長雅の手写本ではない  
と断定し、長雅手写本は今日どうなつてゐるか判明しないと記してお  
いた。

ところが、去る四十一年五月、三都古典連合会の古書展観入札展に  
出陳された「貞觀政要古鈔本四帖（四・五・六・九巻）」を見たところ、それ  
は菅家本で、巻末には明かに朱印が押されている。この本、現在は慶  
應大学斯道文庫の收めるところとなり、同文庫において仔細に検討を  
加えることができた。

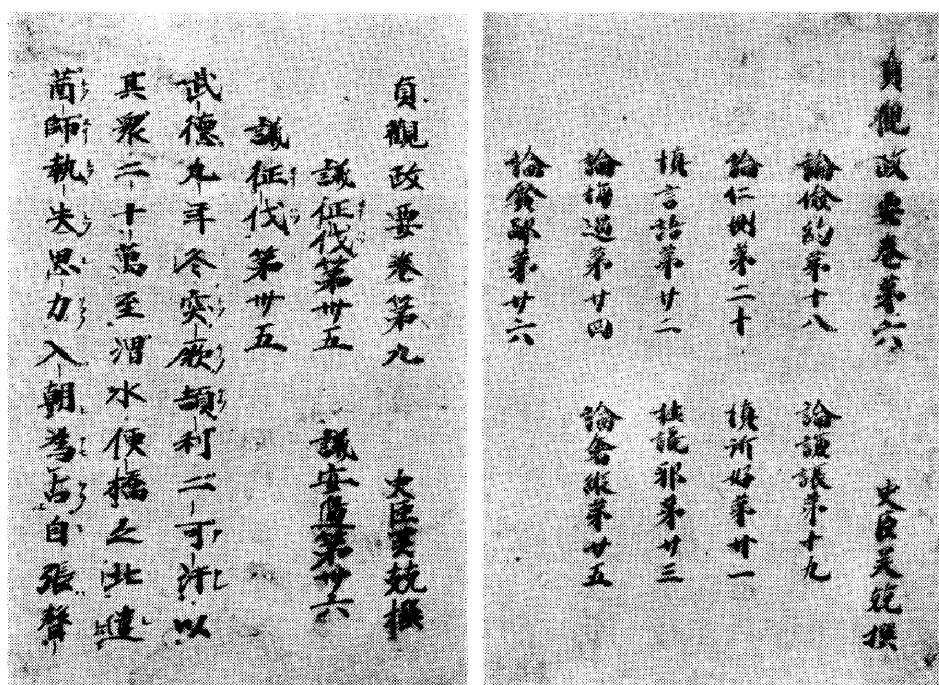
内藤本と比較するに、全くの敷き写しで、両者の間に分毫の差異も  
認められない。それゆえ、本文の校勘上における問題を提起するもの  
はない。ただ、惜しいことに、四・五・六・九の四巻のみで、拙論で



21. 菅家本卷九末・奥書及朱印（慶應大学斯道文庫蔵）



22. 考家本卷五末（慶應大學斯道文庫藏）



23. 考家本卷六首（同上）

問題にした卷八の虫損の箇所が、内藤本のように虫損を模写したものであるか、虫損そのものであるか否かを知ることができない。が、巻末の朱印が模写ではなくして、印が捺してあるところよりすれば、これこそ菅原長雅の真本で、内藤本はこの本を敷き写ししたものであることが明かとなつた。

なお、内藤本系の菅家本の巻九は、本邦伝來の鈔本の系統のものではなくして、宋刊本によつて補われたものであることを拙論（一四九頁）において詳述したが、慶應本の巻九をよく見たところ、その巻の筆法が他巻の文字とは著しく違つてゐることを、いつそう明瞭に知ることができた（挿図22・23の字体と24の字体との相違がそれである）。

これまた、伝來の鈔本とは系統の違う本が混入されているために、筆写の際に原本の筆勢までも忠実にまねたために生じた相違であり、菅家本系統の巻九は、刊本系統のものが竄入していると論証した有力な裏付けともなつてゐる。

#### 四 三条西実隆自筆本残巻

近ごろ、三条西実隆自筆本と称する貞觀政要卷二の残巻一軸を手に入れた。一誠堂主人酒井字吉氏の言によれば、その方面的鑑定家は、実隆の自筆に相違ないと断定しているとのことである。

三条西実隆（西元一五三七）は、文明十六年（一四八四）に、後土御門天皇の命を受けて、貞觀政要を校合し、長享二年（一四八〇）には、同じく命を受けて貞觀政要の銘を書いたことが、共に「実隆公記」に見えて

おり、貞觀政要との関係が深かつたことを知ることができる。

この本、卷二の第二章の途中（定本三頁第三章の四行目）から、第四章の前半（定本四頁六行目）までの残巻である。一行十七字、朱のヲコト点、墨の訓点がある。



25. 三条西実隆筆卷二（家藏）

この本、南家本に属するか菅家本に属するか、その校比を試みることにし、その著しい異同を左に掲げる（数字は紀州版の葉数、A Bは

その表裏）

	〔卷二〕〈戈直本〉	〈南家本〉	〈菅家本〉	〈三条西本〉
5 B	嘗參謀帷幄	常○○○○	○○○○○	○○○○○
"	太子右庶子	○○左○○	○○左○○	○○○○○
7 B	為太子洗馬	○〔隱〕○○○○	○○○○○	○○○○○
10 A	因泣下久之	○〔玆〕○○○○	○○○○○	○○○○○
10 B	自斯以後	○○○○○	○○○○○	○○○○○

右の校比によれば、10 B の「已」の字の違いを除けば、すべて菅家本に一致する。そればかりか、挿図にも明かなように、魏徵の章の冒頭が、「魏徵鉅庶人也」とあって「鉅鹿」を「鉅庶」と誤記し、「庶」の字の傍に「鹿」と墨筆で訂正している。これは、内藤本もまた同様であるから、同系の本であることは疑いないばかりか、永禄三年（五〇〇）の菅原長雅の筆写に先づるものであり、拙論（三四頁）において紹介した、慶應大学図書館蔵の卷二残巻一軸と共に、内藤本及び菅原正雅自写本の祖本ともいうべき菅家本の一つであると認められる。

注一 実隆公記「文明十六年十月大、三日丁巳晴。貞觀政要第三海住山書写之本加校合可進上之由勅定之間。招中山宰相中将校合之」  
実隆公記「長享二年六月大、廿四日丙辰霽、自禁裏貞觀政要銘可書進上之由被仰下之。則染筆進上了」

貞觀政要が、わが平安・鎌倉・室町時代にかけて、広く朝野の尊崇を受け、愛読されていたことは拙論（三三頁）において詳述し、『將門記』・『平家物語』・『平治物語』・『源平盛衰記』・『太平記』の中に貞觀政要の文を引き、あるいはその中の話が引用されていることについても紹介した。しかし、それら軍記物語の諸注釈書のすべては、貞觀政要を出典として引用するに当たって、元の戈直（三三）が校訂した集論本が、明の成化元年（西元一四六九）に校刻され、その本を徳川家康が慶長五年（一六〇〇）に開版して本邦に流布した系統の通行刊本に拠り、前記の軍記物語が作られた當時に本邦に行なわれていた旧鈔本に拠ることをしなかつたために多くの誤りを犯している。

なにゆえ、貞觀政要の出典について通行刊本を用いれば誤りになるのか。その要点を略述すれば、『詩經』・『書經』や『論語』・『孟子』あるいは『史記』・『莊子』など、シナの典籍の殆んどすべては、現行の活版本も江戸時代の木版本も、さらに遡って王朝時代の旧鈔本も、また漢土の刊本も、すべて同一系統の本のみで、往々にして一、二字の小異はあつても、甚だしく系統の違う異本・別本というようなものは存在していない。だから、王朝時代の国文・国史の文献に引用されている、それらシナの典籍中の語句を、現行本によつて調査し、某書の某篇にあると記しても、全く誤りはない。しかしながら、貞觀政要に關しては、室町時代以前の文献には江戸時代以降の刊本を典拠として

用いることができない理由がある（白氏文集については貞觀政要ほどではないが、文字の異同が多い）。

それは、貞觀政要は、その原著者である吳兢の手によって、唐の中宗に上進した初進本と、玄宗に上進した再進本との二種の本が作られており、その両本における著しい相違は、その巻四が次のように異なっていることである。

〈初進本〉

〈再進本〉

輔弼第九

論太子諸王定分第九

直言諫爭第十

論尊師傅第十

興廢第十一

教戒太子諸王第十一

求媚第十二

規諫太子第十二

この相違は、篇名だけのものではなくして、その篇名からも推測できるよう、内容においても、共通するものは一章もない。そして、唐代には両系の本が並び行なわれ、本邦にも、奈良時代にはそれが渡来していたのである。それは、本邦に伝存する貞觀政要の旧鈔本には、江戸時代以来、識者の間に菅家本及び南家本と称されていた再進本系の鈔本と、筆者が発見して写字台本と名づけた、前人未調査の初進本系の鈔本とがあるからである。この写字台本の発見により、從来明かでなかつた、貞觀政要の選述の経緯と、刊本の成立の過程とが、筆者によつて初めて明かにされたのである。（拙論三三頁参照）

漢土における書籍は、印刷術が発明されなかつた唐末ごろまでは、すべて書写本のみによつて行なわれていた。それが、宋代になつて多

くの典籍が刊刻されたとき、貞觀政要には二種の伝本があるために、一種の伝本だけを刻したのではなく、さりとて、一つの本を二種類も刊刻することもならず、再進本を基にして、それに初進本だけにある章を附入して新たに編訂して出版する、ということが行なわれたのである。そのために、現行の刊本には、巻二納諫篇の末に直諫類という附篇が添えられているが、それは、初進本巻四の直言諫争篇や輔弼篇の章を附入するとき、別に篇を設けては、十巻四十篇の数と合わなくなるから附篇としたために生じたもので、吳兢の原著には、四十篇に分類した中に、附篇というようなものはあるべきはずはないのである（通行刊本以前の古刊本には、巻八貢獻篇にも禁末作という附篇があり、刊刻のたびに篇章の移易が行なわれていた）。だから、吳兢の真本に拠つた唐鈔本の系統に属する本邦の旧鈔本には、そのような附篇というものが存在しないのは当然である。

そして刊本は、宋版から元版を経て、元末・至順四年（一三三三）に戈直が校訂して注を加えた本が刊刻された。これが通行刊本の原本である。降つて、明の成化元年（一四六五）に、戈直本が覆刊され、その本が慶長五年（一六〇〇）に、徳川家康によつて開版された。これによつて、初めてこの戈直本が本邦に流布するようになり、それまでに行なわれていた鈔本は世間から姿を没し、菅家・南家の両本については、江戸時代に一部の校勘家の目に触れることもあつたが、写字台本については、全く埋没して、そのような系統を異にする本が存在することすらも知られなくなつてしまつたのであつた。

すなわち、現行の通行刊本は、江戸時代になつてから初めて広く流布したものであつて、鎌倉・室町時代にかけては、菅家・南家の鈔本あるいは写字台本の鈔本によつてのみ、貞觀政要の講読がなされていたということを知らなければならぬ。

その点が明かになれば、『平家物語』や『源平盛衰記』あるいは『太平記』等に引用されている貞觀政要是、旧鈔本をもつて典拠としなければ誤りになるということは明白である。ところが、国文の注釈書の多くは、すべてその誤りを犯している（昭和元年三月、関東短期大学紀要第一集「軍記物語と貞觀政要」に詳述）。

近ごろ、軍記物語と同じころの書である『十訓抄』の中にも貞觀政要の引用があることを発見し、石橋尚賢著「十訓抄詳解」（明治書院）について調査したところ、前記軍記物語の諸注釈と同様の誤りを犯しているのでそれを明かにしたい。

(1) 第二 可<sub>レ</sub>離<sub>ニ</sub>橋慢<sub>ニ</sub>事（二七〇頁）

中にも唐の太宗の御時、魏徵が徳政の三つの品を定め申しける詞に、焚<sub>ニ</sub>鹿台之宝衣、毀<sub>ニ</sub>阿房之広殿、懼<sub>ニ</sub>危亡於峻宇、思<sub>ニ</sub>安處於卑宮、則神化潛通、無為而治、德之上也。とありけるを、貞觀政要に書かれること、僕約の政のあるべきやう、いみじうめでたけれ。

〈詳解〉 貞觀政要君道篇に出でたり。

〈考異〉 卷一君道篇第四章（定本二〇頁）にあり、本文の文字に異同はない。

(2) 第三 不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>侮<sub>ニ</sub>人倫<sub>ニ</sub>事（二三一頁）

孤児・寡婦なりともあざむくべからず。

〈詳解〉 貞觀政要政体篇に「太宗曰、隋文帝欺<sub>ニ</sub>孤児寡婦、以得<sub>ニ</sub>天下」など見えたり。

〈考異〉 卷一政体篇第一章（定本二六〇頁）にある。

(3) 同 前（二六〇頁）

「桀・紂は天子たりしかども、顔・閔がいやしき身におとれり」といへるも、賢愚をくらぶるたとへなり。

〈詳解〉 貞觀政要鑑誠篇に「太宗曰、朕又聞、桀紂帝王也、以<sub>ニ</sub>匹夫<sub>ニ</sub>比<sub>ニ</sub>之、則以為辱、顏閔匹夫也、以<sub>ニ</sub>帝王<sub>ニ</sub>比<sub>ニ</sub>之、則以為榮」とあるによれり。

〈考異〉 卷三君臣鑑戒篇第一章（定本六〇頁）にある。

(4) 第五 可<sub>レ</sub>撰<sub>ニ</sub>朋友<sub>ニ</sub>事（三二〇頁）

唐の太宗のこころがけたまへる女を、小臣契れる旨ありとて、魏徵いさめ申しければ、めさすして止み給ひける、御情には似たまはざりけり。

〈詳解〉 貞觀政要直諫篇に見えたり。

〈考異〉 貞觀政要には直諫篇という篇はなく、納諫篇に直諫附というものがある。しかし、これは通行刊本だけにあるもので、

十訓抄が作られた鎌倉時代に行なわれていた旧鈔本には直諫附といふものはなく、しかも、普通に行なわれていた菅家・南家の旧鈔本には、この直諫附に収められている章に相当するものは

全く收められておらず、ただ、筆者の発見にかかる別系統の鈔本で、筆者が初進本と断定した写字台本の輔弼篇第三章（定本三三頁）にある。そして、それは、菅原為長が北条政子のために和訳した仮名貞觀政要の中にあるものであり、十訓抄の作者を菅原為長であるとする説の有力な証拠の一つともなり得るものである（日蓮親写本の残葉及び軍記物語中の引用、明文抄等にも写字台本中のものがあるから、為長だけに結びつくとは言えない）。つまり、鎌倉期に成立した十訓抄に引かれている貞觀政要中の説話の出典を、江戸時代に流布した貞觀政要の通行刊本に求めることは重大な誤りなのである。

(5) 第六 可レ存ニ忠信廉直一事（二三七頁）

箕子が、紂の心の修まらざる事を知りながら、併りたはれてやつことなり、何曾が、晉の政のおごれるを諫めずして、家に帰りてしりうごとしける、これ等は、身のためをかまえ、諂へるはからひにて、報國の臣にあらず。

〈詳解〉 何曾が晉の政のおごれるを云々。貞觀政要君道篇にあり。

〈考異〉 卷一君道篇第四章（定本一〇頁）にある。

(6) 同 前（三七頁）

これは紂の心おこれるによりて、國これをそむく間、天授け人与ふるの時なれば、後害の限りにあらざるなり。

〈詳解〉 貞觀政要君道篇に「魏徵曰、帝王之起、必承衰乱、覆

彼昏狡、百姓樂推、四海歸命、天授人与、乃不レ為レ難」と出でたり。

〈考異〉 君道篇第三章（定本七頁）にある。

(7) 唐に衛の懿公と申しける王は、心つたなくおはしまして、賢き臣下などをば賞し給はで、只鶴をのみ愛して、行幸の折は、同じ輿に乗せなどし給ひけるに、えびすの来りて、國を亡ぼす時、「鶴、君の仇をば退くべし」といひて、防ぐ人なかりければ、えびす、懿公を殺してみな食ひて、その肝ばかりを土の上にのこして帰りにければ、懿公の臣、弘演といへる人、大いに恥ぢて、己が腹をさきて、君の肝を入れて死にけり。「主辱あるときは臣死す」とぞ世の人はいひける。

〈詳解〉 貞觀政要忠義篇にあり。

〈考異〉 卷五忠義篇第十章（定本一四四頁）にある。

(8) 第十 可ニ庶ニ幾才能芸業一事（四九頁）

忽ちに天災をやはらぐ事、唐の貞觀のみかどの蝗をのめりし政にもおとらざりけり。

〈詳解〉 貞觀政要務農篇にあり。

〈考異〉 卷八務農篇第二章（定本三三頁）にある。

(9) 同 前（三三頁）

又唐の太宗、隋の世を取りて、政を定め給ひける時、魏徵・房玄齡等、勅間に預りて、守文・草創の二つを分きて、文武のすゝみ退ける事をぞ、おのれの心のひく方に付けて誇ひ申しける。

〈詳解頭注〉 守文、貞觀政要によれば守成の誤なり。

あろう。

〈考異〉 卷一君道篇第三章（定本九頁）にある。頭注が守文を守成の誤りとしたのは、通行刊本が守成に作っているからである。しかし、本邦の旧鈔本である、南家本・菅家本及び日蓮親写本には守文に作っており、（初進本すなわち写字台本は、卷一・二を欠いているが、初進本を和訳した菅原為長の「仮名貞觀政要」にも守文に作っているから、写字台本もまた守文に作っていたものに相違ない）守文に作るものこそ、貞觀政要が宋元人の手によって変竄されない正しい本文を伝えているものである。それを、十訓抄成立當時に行なわれていた本邦伝來の旧鈔本の文字を斥け、宋元人の手によって改められ、江戸時代に流布した通行刊本に拠って、十訓抄の本文を誤りとすることは、許すことのできない重大な過誤である。

以上、考異の中で指摘したように、国文の注釈書が貞觀政要を出典として引用する場合に、本邦伝來の旧鈔本と通行刊本とでは本文や篇章が著しく相違している事実を知らないために、このように鎌倉期に成立した書の本文の文字を、江戸時代の刊本によって改悪しようとする重大な過誤が生じてゐるから注意する必要がある。

貞觀政要の旧鈔本は容易に見ることはできないが、筆者が旧鈔本を底本として校訂し、吳兢の真本への復原を試みた『貞觀政要定本』（昭和三七年五月、無窮会東洋文化研究所紀要第三輯）があるから、それを利用すれば、こうした過誤を避けることができる。

（本学教授・文博・漢学）

(10) 同前（五天貞）  
又太宗は、貞觀三年に、始めて孔子の廟堂を立てゝ、周公旦と孔子とを先聖として、顏回を先師とせり。これ文を重くし給へる故なり。

〈詳解〉 太宗は云々孔子の廟堂を立てて云々、貞觀政要崇儒學篇に出でたり。本文に、貞觀三年とあるは、二年の誤ならん。  
〈考異〉 卷七崇儒學篇第二章（定本三頁）にある。本文の三年は、本邦の各鈔本に三年に作っているものではなく、旧唐書も二年となつてゐるから、詳解の指摘しているように二年の誤りで